

2013年3月1日発行(毎月1回1日発行)統計 第64巻 第3号

統計

3

2013

March

特集：社会生活基本調査結果の分析



財団法人 日本統計協会

万引犯罪に関する統計的把握

— セルフ販売の重大な危機への対応 —

佐藤 聖

はじめに

商業統計調査によれば、わが国小売業の年間販売額は昭和33年の3兆6千億円から平成19年には134兆7千億円と、およそ34倍の規模まで拡大しているが、この小売業の急成長には昭和30年代中頃から一般化し始めたセルフサービス方式の導入が大きく寄与しているのは疑いが無い。

今やセルフサービス方式による小売業の全小売業に占める比率は販売額で35.0%、売場面積で49.4%にまで達しているが、このわが国小売業の一大成長要因に暗い影を落としているのが、店頭における万引犯罪の増加である。

セルフ販売小売業にとって経営の根幹を揺るがしかねない万引被害の問題に対しては、これまで業界の中にややもすれば「小売商売の通弊」、「たかが万引」といった認識しか無く、経営者の中には「万引されるほど賑わいのある店でなければダメ」といった意見さえまかり通っていた。

しかしながら、この犯罪が「出来心万引」中心の牧歌的な時代から、フォーメーションを組んだ集団万引の跋扈、青少年による比率を上回り始めた高齢者万引、さらには外国人を含めた職業的な窃盗団による万引にまで広がりを見せている今日、万引犯罪対策は直接的な被害者である小売業・サービス業のみならず、地域の安心・安全を脅かす重大な社会問題として各方面からの関心を集めている。

ところで、いわゆる shoplifting の被害が深刻

で、その対策が小売業経営の重大テーマである欧米では、その業種別・地域別被害実態が必要に応じて把握され、また小売業における対策とその効果、対応専門職位(CSO:Chief Security Officer等)とその職能も確立するに至っているが、近年になってから急速に関心の高まったわが国では、そのような条件整備はまだ始まったばかりである。

いうまでもなく万引犯罪対策を種々の施策に載せるためにはエビデンスが必要であり、また例えば保険の創設一つとっても商品設計に当たってはデータを必要とする。

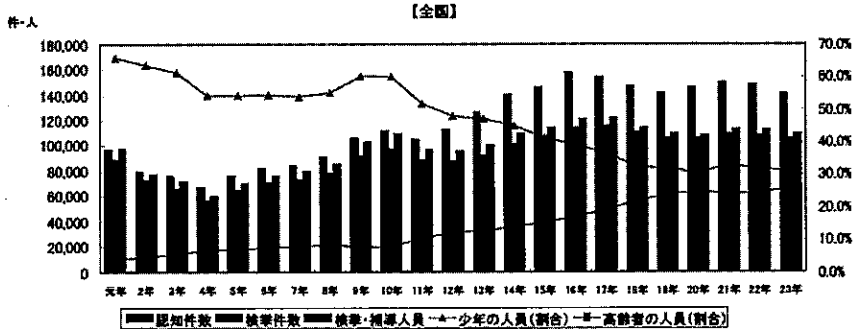
本稿では緒についたばかりのわが国における万引犯罪データ整備への取組みを駆け足でレビューしてみる。

暗数の多い万引認知件数

犯罪の状況把握に利用できる統計には警察統計、検察統計、司法統計、矯正統計等、多様なものがあるが、このうち最も広範な犯罪を扱っているのが警察による犯罪統計である。警察統計の限界は「警察において発生を認知した事件」、すなわち、被害の届出もしくは告訴・告発を受理、またはその他の端緒によりその発生を確認したものにデータが限られることである。

警察庁の『犯罪統計』によれば、刑法犯の認知件数は昭和50年代から徐々に増え続けたが、平成14年をピークに減少に転じ、平成23年には約148万件と、平成14年と比べて約48%減少した。現下

図 万引犯罪の推移 (平成元年～23年)



の日本社会は体感治安とは異なり、統計的には安全な社会を実現してきているのである。ところが、このうち万引犯罪の認知件数は毎年14万件前後で推移し、(ピークは平成16年の15万8千件)高止まりとなって刑法犯全体の中でのシェアを高めている。平成23年の万引犯罪のシェアは9.6%であり、平成14年4.9%の2倍近い(図)。

しかも万引犯罪は「たかが万引」といった表現にも現れているように、ややもすれば軽微な犯罪と捉えられ、周囲によって見て見ぬふりをされたり、届け出ることによって発生する処理の手間を嫌って警察通報が省かれたり、果ては犯罪の発生そのものに気付かずに終わったりすることによる、いわゆる認知件数の「暗数」が圧倒的に多い犯罪とされている。小売業で警備保安業務に従事する警察官OBや所轄署の生活安全課スタッフの評価によれば、その規模は認知件数の少なくとも10倍は下らない、という。

万引犯罪の実態は、警察発表の認知件数に加えて、どれだけ店頭で発生している商品ロスの実数を把握できるかによって、その規模も性格も大きく変わる。万引犯罪対策の立案に当たっては、当局以外から発せられるデータが極めて重要であることが理解される。

万引犯罪防止対策組織

万引犯罪は被害者である小売業・サービス業の経営に深刻な影響を及ぼすのはもちろんのこと、ゲートウェイ犯罪として青少年の健全育成に悪影響を及ぼし、また暴力団や一部外国人犯罪と結び付くことによって地域の治安を悪化させ、さらには換金市場の形成に関連してネット販売市場の健全な発展を阻害する等、数々の弊害をもたらす。

このような犯罪に対して、わが国社会は都道府県単位に早い時期から官民一体となった組織を立ち上げ、地域ぐるみで対策に当たって来ている。既に専門の組織を持っているのは北から北海道、岩手、宮城、栃木、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、新潟、富山、石川、福井、長野、岐阜、愛知、京都、大阪、奈良、兵庫、和歌山、香川、徳島、福岡、長崎、沖縄の26都道府県に及ぶ。このうち富山と福岡の協議会が設立されたのは昭和58年であり、以来地元流通事業者等が県警察本部の支援の下に定期的に集会を持ち、業種横断的な万引対策を講じている。

県別万引被害実態調査、青少年万引犯罪意識調査等の多くのデータがこれらの組織を中心に実施され公表されている。

NPO 法人全国万引犯罪防止機構

万引被害の問題が大きな社会問題となり、地方自治体、都道府県警察本部をはじめ、小売業・サービス業団体等からも「万引防止対策組織」が次々と立ち上がった頃、各組織の①声を一本にまとめ大きな力で社会に建議・提言する、②各地・各業界の良い対策・工夫を他の地域・業界に行き渡らせる、③ナショナルな対策を一元的に行い、ローカルな協議会では重複を排除する、ことを趣旨として平成17年6月、全国万引犯罪防止機構（河上和雄理事長）が設立され、12月に東京都よりNPO法人の認証を得た。

同機構では設立以来毎年、万引犯罪に関する『全国青少年意識調査』と『全国小売業被害実態調査』を実施し、公表している。

前者は文科省の協力を得て、都道府県別に無差別抽出した小学校（5年生50人）、中学校（2年生100人）、高校（2年生100人）に対して直接アンケートによって万引に対する考え、誘われた経験の有無、学校・保護者への連絡の是非、他の非行への意識等について調査している。

また、後者は警察庁の協力を得て、全国のセルフ販売を行う主要な小売業チェーンの本部に対して直接アンケートによって、万引被害の状況（被害件数、対売上高比、万引犯の人数・男女別・職業別構成、被害品）、発見後の処理、防止策等について調査している。

さらに同機構ではホームページ（<http://manboukikou.jp/>）の中に「デジタルまんぼう」ページを設け、前掲したような各地協議会による実態調査結果や実施している良い対策・工夫を主催者の了解を得られたものに限って収録する作業を行っている。その中には、全国調査では無論のこと、他の地域では見当たらないような事項がどこか他の地域で調べられている、といった発見も

多い。

万引防止官民合同会議

平成20年12月に政府の犯罪対策閣僚会議が策定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」に基づき、警視庁では各部門が横断的に取り組むべき新たな治安上の課題について「警視庁施策総合検討委員会」を設置。軽微な秩序違反行為の蔓延が将来の東京の治安に悪影響を及ぼすとの問題意識から、万引き、交通ルールの違反といった問題への取り組みをスタートさせた。

平成21年12月に設立された「東京万引き防止官民合同会議」は東京都に全国拠点を置く多くの流通団体・防犯団体等とともに警視庁が組織を挙げて万引犯罪対策に乗り出すことを宣言したものの。この方針に則り、「万引きゼロの日」制定、「万引き防止対応ガイドライン」作成、対策モデル店舗の審査・認定、地域別万引き防止連絡会の結成等が取り組まれ実績を挙げているが、これらの活動にエビデンスを与える調査として公表されたのが『万引きに関する調査研究報告書』（平成21年8月）。万引き被疑者約1000人に対する犯行の態様、動機・原因、再犯等の調査によって、課題を明らかにしたもので、その後の県警察本部による被疑者調査の先駆けとなった。

東京万引き防止官民合同会議は年2回定期的に開催され、平成24年12月で第7回を数えるが、これと並行して警察庁では平成22年10月全国版の万引き防止官民合同会議を実施している。

今後もわが国の万引犯罪データの多くはこれら官民合同会議ないしはこの会議の委員に多くの流通団体出身理事を派遣している全国万引犯罪防止機構によって公表されて行くものと考えられる。

おわりに

万引被害には、実はより本質的に重要な問題がある。それは小売業が万引被害を恐れて陳列商品をガラスケースに収納したり、重い鎖でつないでしまったり、果ては現物を引っ込めて空箱陳列したりすることによって消費者が商品の性能を直接確かめられず、反発を買ったり、あるべき需要が

潜在化してしまう問題だ。防犯カメラや万引防止装置等のハード対策や声掛けの励行やレイアウト変更等のソフト対策と共に裸陳列すれば小売業の売上げはどれだけアップするのか、データによって語られる日の到来は意外に近いものと思われる。

(さとう ひじり)

一般財団法人流通システム開発センター 客員研究員)